



新しい民法の時代を迎えて

しまでら もとい
嶋寺 基

◆改正民法の施行

民法の債権法に関するルールが120年ぶりに改正され、4月1日から施行されました。

新しい民法の施行に備えて、各団体においては、共済約款・共済事業規約等の改定や、共済契約申込書等の帳票類の改訂、共済金支払システムの変更等が実施されてきたものと思われます。

ただ、債権法改正に適切に対応するためには、これらの「ハード」面の変更だけでなく、現場で共済契約者から問合せを受けた際の対応や、共済金支払の場面での説明など、「ソフト」面の対応も必要になります。

ところが、各団体における現場への周知の状況には差があるため、現場で混乱が生じたり、共済契約者等からの苦情につながるものが懸念されます。そのため、この機会に改めて、現場に周知すべき債権法改正のポイントを整理しておくことが重要です。

◆周知すべき債権法改正のポイント

1. 加入申込書の変更

改正民法の下では、定型約款の組入れ要件として、共済契約者との間で共済約款や共済事業規約等を契約内容とする旨の合意をすること（あるいはその旨をあらかじめ共済契約者に表示すること）が求められています（548条の2）。そのため、4月1日以降に使用される共済契約申込書においては、従来の同意文言の一部を修正し、所定の共済約款や共済事業規約等が共済契約の内容となることについて、より明確な同意をとる方向で改訂が行われているものと思われます。

2. 共済約款・共済事業規約等の開示

改正民法の下では、定型約款の表示義務として、共済契約者から請求を受けた場合には、共済者は遅滞なく共済約款や共済事業規約等を開示する必要があります（548条の3）。多くの団体では、「ご契約のしおり」等を交付することにより契約内容の概要を示しているため、共済約款等の本体を開示するよう請求を受けることは少ないと思われます。しかし、そのような請求があった場合には、共済約款等の本体を開示できるように準備しておく必要があります。

紙ベースで共済約款等を準備している場合には、それを郵送する方法が考えられますし、ウェブサイトで共済約款等をダウンロードできるようにしている場合には、そのウェブサイトのアドレスを案内する方法も考えられます。

3. 支払共済金の額・遅延損害金の変更

改正民法の下では、法定利率が変動制となり、4月1日からは民事法定利率が従来の5%から3%に変更されました（404条）。これに伴い、中間利息の控除率も5%から3%に変更されたため（417条の2）、死亡や後遺障害による逸失利益の賠償金の額が増えることとなり、その結果、自動車共済の対人・対物賠償条項や個人賠償責任共済における支払共済金の額も増えることになりました。ここでの利率変更の基準日は「事故日」となりますので、事故日が4月1日より前か後かで、支払共済金の額に大きな影響が生じる点に注意が必要です。

また、損害賠償金の増額に合わせて、自動車共済の人身傷害条項における損害額の算定基準

を変更した団体も多いと思われます。具体的には、共済約款等に定めるライプニッツ係数表を差し替えることとなりますが、そのためには改正民法の「定型約款の変更」のルール（548条の4）に従い、ウェブサイト等で変更の周知をすることが求められます。ここでも「事故日」を基準に損害額の算定基準の変更が行われるのが一般的です。

さらに、法定利率の変更に合わせて遅延損害金の利率も変更されたため（419条）、遅延損害金の取扱いについても注意が必要です。ここでは、いつの時点を基準に5%から3%に切り替わるのかが場面によって異なりますので、現場で誤解が生じないようにする必要があります。具体的には、賠償責任共済等における支払共済金の算定にあたっての遅延損害金は「事故日」を基準に、共済金の支払の場面での遅延損害金は「共済約款等に定める履行期が経過した日」を基準に判断することになります。

これらの基準日の関係を図示すると、以下のとおりです。

	適用される利率	
	5%	3%
賠償責任共済等の中間利息控除	事故日が3/31以前	事故日が4/1以降
賠償責任共済等の共済金算定上の遅延損害金	事故日が3/31以前	事故日が4/1以降
共済金支払の場面での遅延損害金	約款上の履行期の経過が3/31以前	約款上の履行期の経過が4/1以降

4. 連帯保証人・身元保証人の極度額の設定

改正民法の下では、保証人の保護の観点から、個人が根保証を行う場合には、極度額（保証責任の上限額）を定めない限り保証は無効となりました（465条の2）。そのため、例えば、代理

店委託契約において4月1日以降に連帯保証をとる場合には、極度額を定めなければ連帯保証は無効になります。また、職員の身元保証についてもこのルールが適用されると考えるのが一般的ですので、4月1日以降に身元保証をとる場合には、同じく極度額の定めが必要になります。

5. 共済契約以外の各種契約書の見直し

各団体においては、共済契約以外にも、事業所の賃貸借契約や設備のメンテナンスに関する業務委託契約、システムの開発委託契約など、様々な契約を締結していますが、それらの契約書についても、今後見直しを求められる可能性があります。例えば、賃貸借契約における賃借人の修繕に関する条項や、業務委託契約の解除・瑕疵担保責任に関する条項など、改正民法の賃貸借や請負に関する改正に合わせて、契約書の修正を求められる場合があります。

◆新しい民法に沿った実務の構築

改正民法は今の時代に合った新しいルールを定めるものであるため、そのルールに沿った実務を構築していくことが、共済契約者等の保護を図り、共済制度を安定的に運営していくために重要なことです。民法の規定は抽象的であるため、「とっつきにくい」という印象があるかもしれませんが、共済契約を支える基本的な法律ですので、各団体においては、その内容を正確に理解し、適切な契約者対応をしていくことが求められます。

新しい時代のルールに合わせて、共済制度の信頼をより一層高めていくことで、共済制度が発展していくことを期待したいと思います。

（大江橋法律事務所 弁護士・

ニューヨーク州弁護士）